

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日 ～ 平成33年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・計画期間内に1人以上取得すること

〈 対策 〉

- 平成30年4月～ 男性も育児休業を取得できる事の周知
- 平成30年4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした説明会の実施

目標2：所定外労働を削減するため、ノー残業デーの促進

〈 対策 〉

- 平成30年4月～ 所定労働時間の現状を把握
- 平成30年9月～ 院内での検討開始
- 平成30年11月～ 管理職への研修および、社員へ周知徹底